〃	〃	二十億円	百一円二十六銭
〃	〃	二十億円	百一円二十八銭
〃	〃	二億円	百一円二十九銭
〃	〃	二十億円	百一円三十銭
〃	〃	二十八億円	百一円三十二銭
〃	第四十一回	十六億円	百三円十五銭
〃	第四十二回	三億円	百二円六十二銭
合計		一千二百四億円	

○財務省告示第九十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年二月二十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第八回	三十八億円	百二円九十銭
〃	〃	三億円	百三円二十四銭
〃	第九回	七億円	百四円十七銭
〃	第十回	十二億円	百四円二十二銭
〃	〃	十五億円	百四円三十四銭
〃	〃	十億円	百四円三十五銭
〃	第十一回	十億円	百四円七十五銭
〃	〃	二十五億円	百四円八十銭
〃	〃	一億円	百四円九十銭
〃	〃	五億円	百四円九十五銭
〃	〃	百三十億円	百五円十四銭
〃	第十二回	十二億円	百四円七十銭
〃	〃	四億円	百四円八十銭
〃	〃	二億円	百四円八十四銭
〃	〃	十一億円	百四円八十七銭
〃	〃	八億円	百四円八十九銭
〃	〃	十億円	百五円四銭
〃	〃	十億円	百五円九銭
〃	〃	十億円	百五円十銭
〃	〃	十億円	百五円十四銭
〃	〃	一億円	百五円十七銭
〃	第十三回	二十四億円	百五円七十銭
〃	〃	十五億円	百五円七十三銭
〃	〃	二十億円	百五円七十六銭
〃	〃	十四億円	百五円八十銭
〃	〃	十億円	百五円八十四銭
〃	〃	四億円	百五円八十七銭
〃	第十四回	二億円	百五円十銭
〃	〃	二億円	百五円十五銭
〃	〃	二億円	百五円二十銭
〃	〃	二億円	百五円二十五銭
〃	第十六回	三億円	百五円九十銭
〃	〃	二十五億円	百五円九十五銭
〃	〃	十三億円	百五円九十九銭
〃	〃	八億円	百六円四銭
〃	〃	三億円	百六円十五銭
〃	〃	二十億円	百六円二十二銭
合計		五百一億円	

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十四年一月財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十四年三月二十三日

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣　枝野　幸男